

## 成年後見制度利用促進のための取組について（基本目標Ⅰ）

資料1

基本目標	施 策	主 な 取 組	内 容	役割分担
成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します	権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築	(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置	<p>市単位に設置する中核機関では、任意後見制度や保佐・補助類型を含め、当該制度を広く市民に周知するため、成年後見制度に関わる団体等と連携を図り、制度の利用促進に向けた広報活動を行う。</p> <p>また、権利擁護支援が必要な方や親族、成年後見人等からの相談を受け付ける窓口を開設し、制度利用等に関する支援を行うほか、成年後見制度の適切な運用に資するよう、家庭裁判所と情報交換・調整等を行う。</p>	行政
		(2) 地域連携ネットワークの機能の整備	<p>成年後見制度の利用促進に向け、中核機関が高齢者・障がい者福祉の関係機関、行政、医療、司法、地域の関係団体等と連携を図りながら、3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備 ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築）を念頭に地域連携ネットワークを構築する。</p> <p>そのうえで、成年後見制度の利用に資する4つの機能（広報機能・相談機能・利用促進機能・後見人支援機能）について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担し整備する。</p>	中核機関 専門職団体 関係機関
		(3) 専門職団体や関係機関による協議会の設置	<p>地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、法律・福祉の専門職団体等を構成員とする札幌市成年後見制度協議会（仮称）を設置する。</p> <p>なお、中核機関が同協議会の事務局を担うことで、地域連携ネットワークのコーディネートを行い、当該制度の利用促進を図るための連携体制を強化する。</p>	中核機関
		(4) チームによる後見活動の推進	<p>成年後見制度の利用開始前は、既存の地域連携ネットワークを活かし、地域で権利擁護支援が必要な方を発見し、必要な支援へ結び付ける。</p> <p>また、さまざまな理由により、成年後見制度に結び付かなかった場合でも、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行い、適切な権利擁護支援につなげていく。</p> <p>成年後見制度の利用開始後は、本人等の状況に応じて、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者等が「チーム」となって協力し、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握して対応する。</p>	中核機関 関係機関

基本目標	施 策	主 な 取 組	内 容	役割分担
誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます  基本目標Ⅱ	2 制度利用につながる情報提供や相談実施	(5) 制度周知のための広報・啓発活動	札幌市の市民意識調査の結果から、成年後見制度の認知度の低さが課題であることを把握したため、効果的な広報・啓発活動が必要であると考えられる。そのため、成年後見制度に関わる団体等と連携を図り、チラシやパンフレット等を活用した制度周知、フォーラムや相談会・出前講座等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口について周知を図るための広報・啓発活動を行う。	中核機関 専門職団体 関係機関
		(6) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進	成年後見制度の潜在的対象者の方と接する機会の多い福祉や医療関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者等に対し、当該制度の内容や意義について制度周知を図り、日頃の活動から支援が必要な方を発見又は既に発見されている方を適切な権利擁護支援に結び付ける意識醸成を図る。	中核機関 関係機関
		(7) 成年後見制度の利用に関する相談の実施	任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる窓口を新たに中核機関に開設する。 また、引き続き、専門職団体の相談窓口や、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所の相談窓口において、権利擁護支援に関する相談対応を行う。	中核機関 専門職団体 地域包括センター 障がい者支援事業所
		(8) 関係機関の職員に対する研修の実施	成年後見制度の潜在的対象者の対応を行う機会が多い福祉や医療関係機関の職員に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する研修を実施するなど、本人の意思を尊重した寄り添った支援ができるよう、適切な制度に結び付ける意識醸成を図る。	中核機関 専門職団体 関係機関
	3 権利擁護支援に関する検討の場の整備	(9) 日常生活自立支援事業からの移行支援	判断能力が不十分な方の生活支援サービス等を行う日常生活自立支援事業では、利用者の認知機能の低下が進行した場合等、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれる。そのため、日常生活自立支援事業からスムーズに成年後見制度につながるよう、日頃から利用者と接している専門員・生活支援員と中核機関が連携を図り、移行支援する体制整備を検討する。	中核機関 社協
		(10) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり	適切な成年後見人等が選任されるよう、引き続き、市民後見推進事業において受任調整部会を開催し、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する。 また、成年後見人等候補者の推薦については、他の政令指定都市の動向等も踏まえ、対象範囲について検討していく。	専門職団体 関係機関 行政
	4 後見人となる人材の育成・活用	(11) 市民後見人の養成	成年後見制度の需要に応じた成年後見人等を確保していくため、引き続き、市民後見人養成のための研修や、成年後見人等候補者の資質向上に資するフォローアップ研修を行うほか、市民後見人の活動に対する支援を行う。	社協 行政
		(12) 法人後見事業の推進	市長申立対象者の方の安定的な成年後見人等の確保のため、引き続き、札幌市社会福祉協議会が行う法人後見事業に対して支援を行う。	社協 行政
	5 成年後見制度利用支援事業の推進	(13) 市長申立の実施	判断能力が不十分であり、成年後見制度を利用する必要性が高いものの、親族と疎遠等の事情により支援が得られない方に対して、市長が代わって審判申し立てを行う市長申立を適切かつ円滑に実施していく。	社協 行政
		(14) 申立費用助成の実施	市長申立事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、申し立てに要する費用及び成年後見人等に対する報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を引き続き実施する。 また、市長申立以外の事案における申立費用及び報酬費用助成の実施については、引き続き、検討課題とする。	社協 行政
		(15) 報酬費用助成の実施		社協 行政

基本目標	施 策	主 な 取 組	内 容	役割分担
基本目標Ⅲ  後見人が活動しやすい環境づくりを進めます	6 後見活動を支援する仕組みづくり	(16) 後見活動に関する相談体制の整備	<p>後見活動に関する相談体制については、引き続き、専門職団体において、成年後見人等からの相談対応を実施していただくとともに、中核機関に新たに設置する相談窓口においても、成年後見人等からの後見活動に関する相談対応を実施し、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、成年後見人等を支援する。</p>	中核機関 専門職団体
		(17) チームに対する支援	<p>本人等の状況に応じ、親族や福祉、医療、地域の関係者と成年後見人等が連携して、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用が行われるよう支援する（チーム化支援）。</p> <p>また、チーム化にあたっては、本人の生活状況等を踏まえ、中核機関において権利擁護支援を適切に行うためのチーム構成等を検討するほか、チーム関係者からの相談にも応じ、適切な制度運用が行われるよう支援する。</p>	中核機関 関係機関
		(18) 専門職等との連携の強化	<p>中核機関に寄せられた後見活動に関する専門的な相談への対応など、専門職団体と連携することで成年後見人等への実務支援の充実を図る。</p> <p>また、後見活動に関する専門的な相談ニーズを把握したうえで、必要に応じて、中核機関に法律の専門職窓口を配置するなどの支援体制の構築を札幌市成年後見制度協議会（仮称）で検討していく。</p>	中核機関 専門職団体